

業務センター室への郵送等に関するお願ひ

各税局において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化^(※)」を実施していますので、次の事項について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センター室へ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書等を、業務センター室へ直接持ち込むことはできません。
- 業務センター室では、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センター室では行っておりませんので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

(※) 内部事務のセンター化とは、複数の税務署の内部事務を業務センター室で集約処理することにより、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指す取組です。

また、集約処理する内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署

都道府県	業務センター室の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
関東信越国税局 埼玉県	浦和、大宮 関東信越国税局業務センター	※郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。 〒330-9587 関東信越国税局業務センター